高齢者医療

後期高齢者医療歯科口腔健康診査が始まります

ほけん課 高齢者医療係　☎22-3145

後期高齢者の口腔機能低下による誤嚥（ごえん）性肺炎や生活習慣病などの重症化予防を図るため、歯科口腔健康診査が始まります。

歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態やそしゃくを含む口腔機能をチェックすることにより、被保険者の健康の保持増進を図ります。左記対象者の方は積極的に受診いただき、健康維持に努めましょう。

概要

●**対象者**　後期高齢者医療制度の被保険者（７５歳以上または６５歳以上で一定の障がいがあると認められた人）
※ただし、長期入院患者や施設入所者等の一部の除外対象者を除く。

●**自己負担金**　400円

●**健診実施期間**　６月１日㈬～１２月２８日㈬

●**実施医療機関**
▷阿蘇市内の歯科医療機関
▷阿蘇郡内の歯科医師会加入の歯科医療機関

●**受診時の注意事項**
▷受診券（阿蘇市役所窓口で発行）、被保険者証が必要
▷受診を希望される方は、事前に医療機関に予約が必要

詳しい内容、実施機関などの詳細は市役所ほけん課高齢者医療係にお問い合わせください。

CITY INFORMATION

成人用肺炎球菌

65歳以上の方へ～「成人用肺炎球菌」予防接種

一の宮保健センター　☎22-5088

肺炎球菌は、肺炎などの呼吸器の疾患を起こす原因菌で、免疫力が低下した高齢者がかかりやすい病気です。症状は咳、痰、発熱などの風邪の症状に似ていますが、慢性気道感染症、中耳炎、髄膜炎などの合併症を引き起こすなど、症状が重くなることがあります。

平成26年10月から定期の予防接種となり、対象者に対し自己負担額の一部を助成していますので、接種いただき予防に努めましょう。

予防接種の概要

●**対象者**
▷平成２８年度に次の年齢になる人
（65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳）
▷６０歳以上６５歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある人
※６５歳以上の方は、一生のうち１回限りの接種となります。今までに接種したことがある方は、接種の対象となりませんのでご了承ください。
※対象年齢以外の方は、次年度以降に順次対象となります。

●**対象期間**　平成29年３月31日㈮まで

●**接種回数・費用**　１回・自己負担額2,000円（市の助成額6,050円）

●**予防接種を受けられる医療機関**
一部を除く市内医療機関、上村医院（詳しくは一の宮保健センターにお問い合わせください。

●**その他**
▷接種を希望される方は、事前に実施医療機関にご予約ください。

CITY INFORMATION

風しん抗体検査・予防接種

風しん抗体検査・風しん予防接種が無料で受けられます

一の宮保健センター　☎22-5088

妊娠期間の前半（20週までに）に風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもって産まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。そのため、出産を考えている女性は特に、事前に風しんの予防が大切です。

県では今年度も、無料で風しん抗体検査を実施しています。血液検査で、風しんに対する免疫（抗体）を持っているかどうか調べることができますので、検査を希望する方はお早めに検査をお受けください。

抗体検査の概要

●対象者
▷妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者
▷風しんの抗体価が低い（ＨＩ法１６倍以下、ＥＩＡ法８．０未満）妊婦の配偶者などの同居者
※ただし、風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんの予防接種歴がある方、風しんにかかったことがある方を除く。

●実施時期　平成29年3月31日㈮まで

●申込先
▷一の宮保健センター（☎22-5088）　▷阿蘇保健所（☎32-0535）

風しん予防接種（無料）

●対象者
▷県が実施する風しん抗体検査でＨＩ法１６倍以下、ＥＩＡ法８．０未満の方、及びその配偶者などの同居者（検査結果の添付が必要です）
▷過去の風しんの抗体検査で、ＨＩ法１６倍以下、ＥＩＡ法８．０未満の方で妊娠を希望する人（母子健康手帳、検査結果などの添付が必要です）

●実施時期　平成29年3月31日㈮まで

●実施医療機関
▷阿蘇温泉病院（☎32-0881）　▷阿蘇医療センター（☎34-0311）

●申込先　一の宮保健センター（☎22-5088）

CITY INFORMATION

人権擁護委員

6月1日は人権擁護委員の日！お気軽にご相談を

人権啓発課 人権啓発係　☎22-3206

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしています。

市長からの推薦により、法務大臣から委嘱を受けた阿蘇市人権擁護委員は左記の方々です。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

阿蘇市人権擁護委員

氏　名	行政区	氏　名	行政区
鎌倉善光	狩尾３区	池部眞智子	西２区
佐藤和夫	竹原	坂梨征子	桜町
佐伯省五	山田	園田みよ	西下原
家入絹代	内牧２区	岩瀬國興	横堀
甲斐孝博	古神３区		

CITY INFORMATION

住民票・戸籍

住民票・戸籍の第三者交付をお知らせする制度が始まりました

市民課 戸籍係　☎22-3135

阿蘇市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度（事前登録型）とは、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正請求及び不正取得による個人の権利が侵害されることを防止するため、代理人や第三者へ交付した場合に、事前に登録した人に、その事実をお知らせする制度です。

登録の概要

●登録できる人
▷阿蘇市の住民基本台帳に記録されている人または記録されていた人
▷阿蘇市の戸籍簿（除籍簿）に記録または記載されている人

●通知対象となる証明書
▷住民票（除票を含む）の写し　▷戸籍全部（個人・一部）事項証明書、戸籍（除籍）謄本・抄本　▷戸籍の附票の写し　など
※ただし、国など公的機関による公用もしくは弁護士などの裁判手続きなどに交付した場合は、通知の対象にはなりません。

●登録の方法　市役所市民課及び内牧支所、波野支所に登録申請書を用意していますので、必要事項を記入して申請してください。

●必要なもの　▷印鑑　▷本人確認書類（個人番号カードや運転免許証、旅券など顔写真が貼付されたもの１点、もしくは顔写真が貼付されていないものは健康保険証や介護保険証、各種年金証書等などを２点）
※代理人が登録申請する場合、代理権の確認書類（委任状など）と代理人の印鑑及び本人確認書類が必要です。

●お知らせする内容　代理人または第三者へ証明書を交付した場合に登録者へ次の項目をお知らせします。
▷証明書を交付した年月日　▷交付した証明書の種類及び枚数
▷請求者の種別（代理人、第三者など）

CITY INFORMATION

調査は、事業所の形態により、以下の２種類の方法のうち、いずれかで行います。

◎支社などがない単独の事業所には、調査員が訪問して調査票を配布　◎支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送

平成28年6月1日

全国すべての事業所・企業が対象です。

―調査票は平成28年5月末までにお届けします。ご回答、よろしくお願いいたします。―

■この調査は統計法という法律に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。　■回答いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。

ぜひ インターネットでご回答ください。

http://www.e-census2016.stat.go.jp/　経済センサス2016　検索

政府統計

総務省・経済産業省・熊本県・阿蘇市からのお知らせです。

フッ化物塗布・８０２０無料検診

フッ化物塗布と８０２０（ハチマルニィマル）健診のお知らせ

一の宮保健センター　☎22-5088

むし歯予防にフッ化物塗布を取り入れてみませんか？

市では、むし歯予防の一つとして1歳～4歳までのお子さんを対象とした「フッ化物塗布事業」を行っています。

むし歯は、歯が生え、そこにむし歯菌の感染や食べ物（糖分）が一定時間残った状態が続くことが原因です。特に、乳歯は永久歯に比べ、むし歯になりやすく進行もしやすい特徴があります。

フッ化物は、歯の質を強め、むし歯菌の働きを弱くするなどの効果があります。歯みがきや生活リズムとあわせて、むし歯予防のひとつにフッ化物塗布を取り入れてみませんか？

フッ素塗布の概要

●**対　象**　満１歳～満４歳の幼児
※満４歳になった年の年度末まで利用できます。
※未就園児のみ、満５歳までフッ化物塗布を行うことができますので、一の宮保健センターにご連絡ください。

●**料　金**　１００円／１回

●**持参物**　▷『もうすぐ１歳児健診』で配布したフッ素塗布カード
▷母子手帳
※今年度、１歳児になる幼児には、『もうすぐ１歳児健診』時に配布します。

●**その他**　▷事前予約制です。阿蘇市以外の歯科医院で受診希望の場合は、一の宮保健センターにご連絡ください。
▷対象者でフッ素塗布カードをお持ちでない方や紛失した方は、一の宮保健センターにご連絡ください。

フッ化物塗布・8020 健診実施機関一覧

医療機関名	電話番号	フッ化物	8020
宇治歯科医院	☎22-0214	○	○
佐藤歯科クリニック	☎22-5131	○	○
阿蘇きずな歯科医院	☎22-4677		○
市原歯科クリニック	☎32-3828	○	○
たかもり歯科医院	☎22-5588	○	
そのだ歯科医院	☎32-1418	○	○
田代歯科医院	☎34-1771	○	○
武藤歯科医院	☎32-0027	○	○
安光歯科医院	☎34-0603	○	○
阿蘇温泉病院	☎32-0881	○	○
波野診療所	☎24-2203	○	○

高齢者の良い歯のコンクール！８０２０無料健診

6月の「歯と口の健康週間事業」の一環として、高齢者の良い歯のコンクールが実施されます。80歳まで20本以上自分の歯を持つことで、健全なそしゃく能力が維持できるといわれています。

満80歳以上でご自分の歯が20本以上ある方が対象となりますので、左記期間中に健診実施機関でお受けください。８０２０達成者には、阿蘇郡市歯科医師会より表彰状が贈られます。

●**健診機関**　5月23日(月)～6月4日(土)まで※日曜は除く

軽自動車税減免

軽自動車税の障がい者減免申請は5月31日㈫まで

税務課 市民税係　☎22-3148

この軽自動車税の減免は、障がい者が所有し、使用する軽自動車などについて、軽自動車税を減免することにより、障がいを克服し、積極的な社会参加を行うことができるよう税制上の配慮を行うものです。

軽自動車税の減免を希望する場合は、申請に必要な書類をご確認のうえ、5月31日㈫までに申請してください。

●手続方法

申請に必要な書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。

なお、前年度に減免を受けた方も手続きが必要となります。

※減免の対象(障がいの等級・程度)については、税務課または各支所にお問い合わせください。

●減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類　(○・・・必要　△・・・該当する場合に必要)

対　象	身体障がい者などで歩行が困難な方などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
所有者	身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む)(所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障がい者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	●車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障害者手帳(原本)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	1社会福祉施設設立届出書の写し 2定款(もしくは定款変更認可書)の写し 3自動車運行状況書 4写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書※		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書通学・通所証明書・生業などの証明書		△	△		

※生計同一世帯証明書…身体障がい者等と日常生活の資を共通している同居の親族（配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内）でない場合に必要です。

【お詫びと訂正】広報あそ4月号28㌻『マイナンバーカード時間外交付』の記事中に「市役所本庁のみ」と記載がありますが、正しくは「通知されたハガキに記載の指定場所」での交付となります。訂正してお詫びします。